

平成29年4月1日付人事異動内示

(部長及び部長相当職の異動等)

【部長級】

新所属新職名	職員氏名	現所属現職名
上下水道部長	(昇任) 板垣 淳史	上下水道部次長(兼)給排水課長
市立病院済生館長(兼)高等看護学院長	(昇任) 片桐 茂	市立病院済生館副館長(兼)医療情報管理室長(兼)医療相談室長(兼)がん相談支援センター室長(兼)安全管理室長
市立病院済生館副館長(兼)臨床研修センター室長(兼)地域医療連携室長(兼)医療相談室長	野村 隆	市立病院済生館副館長(兼)第一診療部臨床研修センター室長(兼)地域医療連携室長
市立病院済生館副館長(兼)第二診療部脳卒中センター室長(兼)学生臨床実習センター室長(兼)安全管理室長	齋藤 伸二郎	市立病院済生館副館長(兼)中央診療部長(兼)第一診療部学生臨床実習センター室長(兼)第二診療部脳卒中センター室長
市立病院済生館副館長(兼)第一診療部長(兼)臨床研修センター副室長(兼)医療情報管理室長	(昇任) 清水 行敏	市立病院済生館第一診療部長(兼)小児科長(兼)臨床研修センター副室長

【採用】

新所属新職名	職員氏名	
市民生活部保健医療監	加藤 丈夫	平成29年4月1日付

【転入】

新所属新職名	職員氏名	
まちづくり推進部都市政策調整監	大場 義行	国土交通省東北地方整備局
教育委員会商業高等学校長	井関 滋夫	山形県立左沢高等学校長

【退職】

	職員氏名	現所属現職名
平成29年3月31日付	武田 良一	上下水道部長
平成29年3月31日付	古里 薫	まちづくり推進部技監(部長相当職)(兼)河川道路整備課長(兼) 上下水道部雨水施設建設室長
平成29年3月31日付	大村 眞	市立病院済生館高等看護学院長(副館長相当職)(兼)第二診療 部眼科長

【転出】

	職員氏名	現所属現職名
山形県立寒河江高等学校長	小川 秀人	教育委員会商業高等学校長

平成29年3月22日

市長記者会見資料

市街化調整区域における開発許可の規制緩和について

1 規制緩和の目的

現在、山形市では、市街化区調整区域内で行う建築行為を制限しています。特に、住宅については、原則として農業従事者やいわゆる地縁・血縁者の住宅建築しか認めてきませんでした。

このたび、「山形市都市計画法第34条第11号の規定に基づく土地の区域の指定等に関する条例」の全部を改正し、市街化調整区域の集落内に点在する空き家や空き地を有効活用しながら、新たな移住・定住の促進や二地域居住を誘導し、誰もが暮らせる集落を形成しようとするものです。

2 条例の施行期日

「山形市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例」は平成29年6月1日（木）から施行するものです。

3 内容

次の区域内で、一定の条件（道路・上下水道等）を満たす場所であれば、住宅等を建築できるように区域や用途等の規制緩和を行おうとするものです。

	建築できる用途 指定区域	戸建住宅	店舗等 兼用住宅	宅地分譲 (建売分譲)	共同住宅
改正前	市街化区域隣接区域	○	○	×	×
	既存集落区域	—	—	—	—
	拠点集落区域	—	—	—	—
改正後	市街化区域隣接・ <u>近接区域</u>	○	○	○	○
	<u>既存集落区域（新設）</u>	○	○	○	×
	<u>拠点集落区域（新設）</u>	○	○	○	○

*指定区域から除外する区域があります。詳細は、別紙4（1）をご覧ください。

4 区域の周知等

平成29年4月3日（月）正午に区域を告示し、山形市ホームページをはじめ、山形市都市政策課や市民相談課、各地区コミュニティーセンター等で閲覧できるようにいたします。また、開発許可の規制緩和の内容につきましては、山形市ホームページや「広報やまがた」に掲載するとともに、チラシを作成し、各地区コミュニティーセンター等で配布しながら、広く周知に努めてまいります。

問い合わせ先

まちづくり部都市政策課

TEL023-641-1212 内520、521

市街化調整区域における開発許可の規制緩和について

1 目的

市街化調整区域の集落内に点在する空き家や空き地を有効活用しながら、新たな定住者や二地域居住を誘導し、誰もが暮らせる集落を形成しようとするものです。

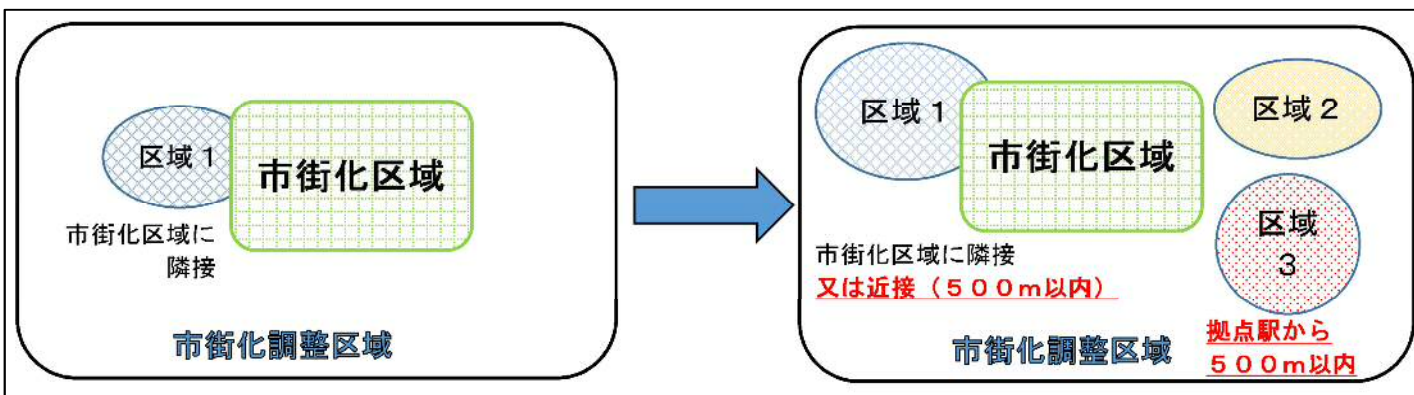
2 現状

市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域とされており、山形市では、市街化調整区域内で行う建築行為を制限しています。特に、住宅については、原則として農業従事者やいわゆる地縁・血縁者の住宅建築しか認められていませんでした。

現在は、「山形市都市計画法第34条第11号の規定に基づく土地の区域の指定等に関する条例」により、市街化区域に隣接する区域に限って住宅系の建築物の建築を認めています。

3 見直し内容

このたび、条例を改正し、条例の適用範囲を市街化区域に隣接する区域から、市街化調整区域全域に拡大するよう見直しを行おうとするものです。また、認められる予定建築物の用途についても、これまで認めてきていた戸建住宅や店舗等兼用住宅に加え、指定する区域に応じて新たに宅地分譲（建売分譲）や共同住宅も建築できるように見直しを行おうとするものです。



○条例を適用する区域および予定建築物の用途ごとの要件

区域1 市街化区域隣接・近接区域

：市街化区域に隣接又は近接し、かつ、自然的社会的条件から市街化区域と一体的な日常生活圏を構成している概ね50以上の住宅が構成される集落であること。（現在は7集落を指定。）

用途	戸建住宅	店舗等兼用住宅	宅地分譲 (建売分譲)	共同住宅 (長屋含む)
要件	敷地面積：原則200㎡以上500㎡以下 高さ：12m以下 建ぺい率：70% 容積率：200%	敷地面積：原則200㎡以上500㎡以下 高さ：12m以下 建ぺい率：70% 容積率：200%	敷地面積：原則3,000㎡未満 1区画200㎡以上 高さ：12m以下 建ぺい率：60% 容積率：150%	敷地面積：原則3,000㎡未満 高さ：12m以下 建ぺい率：60% 容積率：150%
		延べ面積の50%以上が居住用、かつ、店舗や事務所等の床面積が50㎡以下	農地を含む場合は建売分譲とする	

区域2 既存集落区域

：区域区分（線引き）する前から市街化調整区域内に存する集落、又は自然的社会的条件から一体的な日常生活圏を構成していると認められる集落で、かつ、概ね50以上の住宅が構成される集落であること。

用途	戸建住宅	店舗等兼用住宅	宅地分譲 (建売分譲)
要件	敷地面積：原則200㎡以上500㎡以下 高さ：12m以下 建ぺい率：70% 容積率：200%	敷地面積：原則200㎡以上500㎡以下 高さ：12m以下 建ぺい率：70% 容積率：200%	敷地面積：原則3,000㎡未満 1区画200㎡以上 高さ：12m以下 建ぺい率：60% 容積率：150%
		延べ面積の50%以上が居住用、かつ、店舗や事務所等の床面積が50㎡以下	農地を含む場合は建売分譲とする

区域3 拠点集落区域

：鉄道駅を中心とする概ね半径500mの範囲内にあること。

用途	戸建住宅	店舗等兼用住宅	宅地分譲 (建売分譲)	共同住宅 (長屋含む)
要件	敷地面積：原則200㎡以上500㎡以下 高さ：12m以下 建ぺい率：70% 容積率：200%	敷地面積：原則200㎡以上500㎡以下 高さ：12m以下 建ぺい率：70% 容積率：200%	敷地面積：原則3,000㎡未満 1区画200㎡以上 高さ：12m以下 建ぺい率：60% 容積率：150%	敷地面積：原則3,000㎡未満 高さ：12m以下 建ぺい率：60% 容積率：150%
		延べ面積の50%以上が居住用、かつ、店舗や事務所等の床面積が50㎡以下	農地を含む場合は建売分譲とする	

4 区域指定の条件

- 指定区域から除外する区域
 - 都市計画法施行令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域
 - 農用地区域 ・ 農地転用が許可されないと見込まれる農地 ・ 保安林の区域 ・ 土砂災害特別警戒区域
 - 急傾斜地崩壊危険区域
 - 地区計画を定めた区域
 - 都市施設（道路や公園等が都市計画決定された区域）の区域
 - ※自己居住用の戸建住宅および店舗等兼用住宅は建築可能とします。
 - 山寺地区及び蔵王温泉地区
 - これらの地区は、観光地の景観に配慮したふさわしい建築物等の立地基準を別途定めるため、本条例による区域等の指定は、当面行わないものとします。

(2) 公共施設の整備基準

- 道路について
 - 幅員が6メートル(緩和4メートル)以上（用途が自己居住用住宅(兼用住宅含む)の場合は、建築基準法第42条に規定する道路または建築基準法第43条第1項ただし書きに基づく、接道義務適用除外に係る建築許可を得た道路であること。）
- 給排水施設について

区域1 市街化区域隣接・近接区域

- 水道事業の用に供する水道に接続できること。
- 公共下水道に接続できること。

区域2 既存集落区域 区域3 拠点集落区域

- 水道事業の用に供する水道に接続できること。
- 公共下水道又は農業集落排水処理施設に接続できること。

山形市障がい理由とする差別の解消の推進に関する条例の制定について

1 条例制定の背景

条例の検討にあたっては、市民の皆様からお寄せいただいた多くのご意見や、シンポジウム会場のアンケートを踏まえ、幅広い分野の方々による協議を重ねてまいりました。今なお、障がいのある人やその家族は、日常生活の様々な場面で、周囲の偏見や差別的な対応などにより、暮らしにくさを感じている状況にあります。このため、本条例を制定することにより、障がいを理由とする差別の解消を推進するものです。

2 条例制定の目的

この条例は、全ての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、住み慣れた地域の中で支え合いながら暮らしていくことのできる共生社会の実現を目的としています。

3 条例の特徴

- 国の「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」及び「山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例」の趣旨を踏まえ、市民の一人ひとりが、障がいを理由とする差別を身近なこととして受け止め、意識し理解することを目指しています。市民一人ひとりの理解こそが、社会のあらゆる場面で、差別の解消を推進していくことを理念としています。
- 市民及び事業者、市が連携し、協力して取り組みます。その推進機関として、「山形市障がい者差別解消支援地域協議会」を設置します。協議会は、2つの機能があり、1つは、差別の解消のための本市の基本的な計画に関する協議を行うこと。もう1つは、相談やその事例を踏まえた、差別の解消のためのネットワークです。協議会を通して、地域における支援体制を強化します。

4 条例の施行期日

平成29年4月1日から施行することとします。

このたびの条例制定を新たなスタートとして、市民の皆様とともに、障がいを理由とする差別の解消に取り組んでまいります。

5 平成29年度の新たな事業等について

- 支援を必要とする方と支援する方を繋ぐコミュニケーションツールとして、「ヘルプカード」を導入します。様々な場面で適切な活用が図られるよう、普及啓発についても取り組みます。
- 相談窓口を障がい福祉課に加え、市内6ヶ所の「相談支援センター」にも拡大し、より身近なところにも設置します。また、地域におけるピアカウンセリングの担い手である「障がい者相談員」と連携し、協力して相談体制の充実を図ります。

【相談支援センター】・ゆあーず ・相談支援事業所まんさく

・山形市社会福祉協議会障がい者相談支援センター

・地域活動支援センターおーる ・山形コロニー相談支援センター

・向陽園地域生活支援センター心音

問い合わせ先

福祉推進部障がい福祉課

TEL023-641-1212 内548

東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた文化プログラム 「beyond2020 プログラム」の認証決定について

山形市が平成29年2月24日～6月30日の期間で出展している「旅する新虎マーケット」（2月市長定例記者会見において発表済）を舞台に、今月末に開催予定の下記のイベントが、この度政府より「beyond2020 プログラム」の認証を受けました。

この認証は、山形県内では第一号となります。

山形市は、スポーツのみならず文化の祭典でもあるオリンピック・パラリンピックを、文化の面からも積極的に取組み、盛り上げていきます。

1. 認証を受けた事業の概要

【事業名】山形ブランド発信イベント in 「旅する新虎マーケット」

【日時】平成29年3月31日（プレミアムフライデー）15:00～19:00

【場所】旅する新虎マーケット内、新虎ストア（東京都港区、新虎通り）

【内容】山形市が開幕を飾る第一タームに出展中の「旅する新虎マーケット」において開催する、山形市自主開催のイベント。

最上川交易によりもたらされた文化をもとに独自に花開いた「やまがた舞子」の演舞とその舞子による山形地酒の振舞いにより、山形市の伝統・文化・特産品をまるごとパッケージ化しPRする。

イベントでは、山形市内3酒蔵（寿虎屋酒蔵（株）、男山酒蔵（株）、（有）秀鳳酒蔵場）の日本酒の試飲と購入が可能。

チラシは多言語化し、外国人をもターゲットに入れることにより、日本のみならず世界へも日本らしさあふれる山形ブランドを発信していく。

2. 「beyond2020 プログラム」について

2020年以降を見据え、日本の強みである地域性豊かで多様性に富んだ文化を活かし、成熟社会にふさわしい次世代に誇れるレガシーの創出に資する文化プログラムを「beyond2020 プログラム」として認証し、ロゴマークを付与することで、オールジャパンで統一感を持って日本全国へ展開しようとする政府（内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局）の取組。

障害者にとってのバリアや訪日外国人にとっての言語の壁を取り除くなど、全ての人が参画できる社会に向けて、企業等の行動に変革を促す仕掛けとなることを目指している。

▶「beyond2020 プログラム」公式サイト◀

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tokyo2020_suishin_honbu/beyond2020/index.html

3. 認証決定年月日

平成29年3月8日

4. チラシ

別紙の通り（認証を受けた事業のみ、ロゴマークの使用が許可される）

【問い合わせ先】

山形市東京オリンピック等
戦略推進プロジェクトチーム

（企画調整部企画調整課）

TEL023-641-1212 内 220



Yamagata Maiko

やまがた舞子

山形県を南北に流れる最上川は、紅花商人によって昔から京・大阪との交易を盛んにし、その文化を本県にもたらししました。なかでもやまがた舞子は当地を代表する伝統的な芸能を有し、その優れた技能から全国的にも高い評価を得ております。

The Mogami river, flowing South-North through Yamagata prefecture, made the trade with Kyoto and Osaka thriving for safflower merchants, who brought back to the prefecture culture from those areas. Among it, the Yamagata Maiko, is a traditional form of entertainment representative of the region that is highly estimated nationwide for its superior display of skills.

やまがた舞子を育てる会 Yamagata Maiko Training Association
<http://www.yamagata-cci.or.jp/maiko/>



やまがた舞子が舞い、地酒を振る舞います。桜舞うプレミアムフライデー。「旅する新虎マーケット」で、山形市への旅気分を味わってみませんか。

Yamagata maikos are dancing and pouring local sake
Cherry blossoms in the wind on Premium Friday
Try a taste of Yamagata city at the Tabisuru Shintora Market

やまがた市のおもてなし

YAMAGATA CITY

3.31 Fri

15:00-19:00

in 旅する新虎マーケット
旅するストア

In Tabisuru Shintora Market
Tabisuru Store

旅する新虎マーケット
公式ホームページ
Official homepage



やまがた地酒

Yamagata local sake

男山酒造株式会社



OTOKOYAMA
Sake Brewery

<http://www.otokoyama.co.jp/>



寿虎屋酒造株式会社



KOTOBUKITORAYA
Sake Brewery

<http://kotobukitoraya.co.jp/>



有限会社秀鳳酒造場



SHUHO
Sake Brewery

<https://www.shuhosyuzo.com/>



清酒「山形」 地理的表示「GI山形」を取得しました。

雪国の豊富な地下水は酒造りに適した鉄分の少ない清らかな軟水となり、これを仕込み水として醸造することで透明感のある酒質を実現しました。さらに官民一体となり、酒造りに携わる人材育成と醸造技術向上への取り組みを継続して、山形ブランドを皆様にお届けしてまいります。

Sake from Yamagata received the "Yamagata GI" Geographical Indication status.

主催:山形市 お問い合わせ:山形市 山形ブランド推進課 TEL.023-641-1212(内線412)

Organized by: Yamagata City Inquiries: Yamagata City Yamagata Brand Promotion Section Tel. 023-641-1212 (ext. 412)

平成29年3月22日

市長記者会見資料

第27回 霞城観桜会について

1. 期間 桜の咲きはじめ～散りはじめ

2. 会場 霞城公園内

3. 内容 (予定)

(1) ライトアップ 桜の咲きはじめ～散りはじめ 18:00～21:30

(2) イベント

○山めん寒ざらしそば献上式 (最上義光公騎馬像前広場)

4月15日(土) 10:20～

○山めん寒ざらしそば賞味会 (本丸一文字門広場)

4月15日(土) 11:00～15:00

提供/山形麺類食堂協同組合 ※無くなり次第終了

○やまがた舞子花見園遊 風流花見流し

4月15日(土)・16日(日)

○大茶会(野点)と箏曲演奏(二ノ丸東大手門北櫓土塁特設会場)

4月15日(土) 11:30～・16日(日) 11:00～

費用/無料 ※両日ともお抹茶等が無くなり次第終了

○風流霞城まち景色

4月15日(土)・16日(日)

○大骨董市(山形美術館前)

4月15日(土)～17日(月) 6:00～22:00(3日間)

※その他のイベントについては現在調整中

(3) 施設の特別開館等

○二ノ丸東大手門櫓内公開時間延長

9:00～21:00 ※桜の開花状況に併せて実施

○本丸一文字門周辺整備事業の資料展示

4月15日(土)～16日(日)

○「史跡 山形城跡」復原事業の現地説明会(本丸一文字門大手橋前集合)

4月16日(日)(約1時間)

説明コース 本丸一文字門大手橋→高麗門→枳形土塀→本丸内発掘現場→本丸堀

○最上義光歴史館・山形市郷土館の開館時間延長

4月16日(土)・17日(日) 9:00～19:00 ※ただし、18:30で受付終了

(4) その他

- 山形市観光ボランティアガイド協会の観光ガイド
桜の咲きはじめ～散りはじめ 9:30～17:30
- 南門の開放（出口専用）
イベント日及び満開時期の混雑時に随時解放

4. その他

- (1) 平成28年度開催時入込 280,000人
(4月9日～4月18日 10日間計)
- (2) 公園内にある桜は約1,500本（うち、約1,400本がソメイヨシノ）で、
その他オオシマザクラ、ヒガンザクラなどがある。
- (3) お堀沿いを中心とした約200本の桜がライトアップされる。
- (4) 公園内西側にあるエドヒガンの古木は「霞城の桜（市指定天然記念物）」と呼ばれる。
- (5) 桜の樹齢は、日露戦争の戦勝記念として植樹されたと言われており、およそ
100年以上経過している。
- (6) 霞城公園の面積は約35.9ヘクタール、公園内周は約1.4km。

5. 主催 霞城観桜会実行委員会

問い合わせ先 商工観光部観光物産課 TEL : 023-641-1212 (内 424)
--

平成29年3月22日

市長記者会見資料

第17回 馬見ヶ崎さくらラインライトアップ

1. 桜ライトアップ点灯式

霞城観桜会との合同で実施。

- (1) 日時（予定） 平成29年4月12日（水）午後6時15分～1時間程度
- (2) 場所 山形市馬見ヶ崎プールジャバ側河川敷 特別会場
- (3) イベント（予定）山形市立第八小学校「うめばち太鼓クラブ」による演奏や、大曾根餅つき保存会による餅つき・振舞い等を実施

2. ライトアップ事業

- (1) 期間 咲きはじめ～散りはじめ
- (2) 時間 午後6時30分から午後9時まで
- (3) 実施箇所
 - ・愛宕橋下流からあたご保育園付近までの区間約830m・83本をライトアップ
 - ・愛宕橋欄干の光装飾
 - ・ジャバ側愛宕橋上流河川敷に花見ちょうちんや模擬店場所へのぼんぼりを設置

3. その他

- (1) 模擬店
ライトアップ期間中、山形市馬見ヶ崎プールジャバ脇に10店舗程度を設置
- (2) 桜並木は全長約2.3km、種類は全てソメイヨシノ
- (3) 平成28年開催時入込 127,500人
(4月9日～4月20日 12日間計 試験点灯・点灯式含む)

4. 主 催

馬見ヶ崎さくらラインライトアップ実行委員会

(事務局 山形市観光物産課内)

問い合わせ先

商工観光部観光物産課

TEL : 023-641-1212 (内 424)